

中国出願におけるサポート要件の判断標準について

2008年7月、中国專利局の電気分野の関連部門と中華全国專利代理人協會との業務交流会が開催された。今回の交流会で、電気分野におけるサポート要件について検討した。

中国特許法第26条第4項によれば、請求項は、明細書に基づいて保護しようとする範囲を記載すべきである。これは、請求項に係る技術方案と一致する言葉が、明細書に記載されていることを要求することではない。言い換えると、請求項に係る技術方案について、明細書中に一致する表現があることは、必ずしも請求項が明細書にサポートされていることを意味するものではない。

請求項が明細書にサポートされているかどうかを判断する際、請求項が明細書に実質的にサポートされているかどうかに注意を支払わなければならない。当業者が明細書に十分に公開されている内容から当該請求項に係る技術方案を得ることができる場合又は概括できる場合に限り、当該技術案が記載された請求項は明細書にサポートされていると認められる。